

指定給水装置工事事業者に関する各種届出について

新たに指定給水装置工事事業者として指定や更新を受けようとする場合や、既に指定を受けていて、指定事項に異動が生じた場合等には、次に従って手続きをして下さい。

■提出書類（新規指定用）

下記①～⑩の書類を水道業務課の窓口へ提出してください。

新規指定用

提出書類一覧		法人 事業者	個人 事業者
<input type="checkbox"/>	① 指定給水装置工事事業者指定申請書（表面・裏面） ※役員は、法人登記されている役員の氏名を記載（個人事業者は空欄） ※事業の範囲は、法人は定款や法人登記簿等から該当する目的を、 個人は事業内容を記載 ※事業所に給水装置工事主任技術者を配置すること（必須）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	② 誓約書 ①の書類に記載した申請者及び役員のもの	1部	1部
<input type="checkbox"/>	③ 定款又は寄付行為の写し（要原本証明）	1部	不要
<input type="checkbox"/>	④ 法人登記簿 履歴事項全部証明書（原本）	1部	不要
<input type="checkbox"/>	⑤ 住民票 ※本籍地、世帯主との続柄、個人番号は不要です。	不要	1部
<input type="checkbox"/>	⑥ 図面 ⑥-1 位置図（事業所及び器材置場の位置を住宅地図等で図示）	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑥-2 平面図（事業所の内部と敷地内での配置が分かるもの） ※事業所と器材置場の敷地が異なる場合は各々についてご用意ください。		
<input type="checkbox"/>	⑦ 写真 ⑦-1 事業所の外観（事業所の看板が確認できるもの）と内部	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑦-2 事業所敷地（駐車場等）の状況		
<input type="checkbox"/>	⑦-3 器材置場の外観と内部		
<input type="checkbox"/>	⑦-4 各器材（⑧機械器具調書 と対比・確認できるもの） ※器材写真は機械器具調書の種別ごと程度にまとめて撮影をしてください。 ※機械器具調書〈記入例〉のように写真見出しの記入もお願いします。		
<input type="checkbox"/>	⑧ 機械器具調書 ※写真帳との整合を再度確認してください。	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑨ 主任技術者選任・解任届出書（主任技術者の免状の写しを添付）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑩ 伊那市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書 ※主任技術者が研修を受講している場合、受講実績の分かる書類の写しを添付 ※配管工等の資格保有者がいる場合、その資格を証明する書類の写しを添付	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑪ 完納証明書（市町村税の完納を証明する書類）	1部	1部

■提出書類（指定更新用）

下記①～⑩の書類を水道業務課の窓口へ提出してください。

指定更新用

提出書類一覧		法人 事業者	個人 事業者
<input type="checkbox"/>	① 指定給水装置工事事業者指定申請書（表面・裏面） ※役員は、法人登記されている役員の氏名を記載（個人事業者は空欄） ※事業の範囲は、法人は定款や法人登記簿等から該当する目的を、 個人は事業内容を記載 ※事業所に給水装置工事主任技術者を配置すること（必須）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	② 誓約書 ①の書類に記載した申請者及び役員のもの	1部	1部
<input type="checkbox"/>	③ 定款又は寄付行為の写し（要原本証明）	1部	不要
<input type="checkbox"/>	④ 法人登記簿 履歴事項全部証明書（原本）	1部	不要
<input type="checkbox"/>	⑤ 住民票 ※本籍地、世帯主との続柄、個人番号は不要です。	不要	1部
<input type="checkbox"/>	⑥ 図面 ⑥-1 位置図（事業所及び器材置場の位置を住宅地図等で図示）	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑥-2 平面図（事業所の内部と敷地内での配置が分かるもの） ※事業所と器材置場の敷地が異なる場合は各々についてご用意ください。		
<input type="checkbox"/>	⑦ 写真 ⑦-1 事業所の外観（事業所の看板が確認できるもの）と内部	各1部	各1部
<input type="checkbox"/>	⑦-2 事業所敷地（駐車場等）の状況		
<input type="checkbox"/>	⑦-3 器材置場の外観と内部		
<input type="checkbox"/>	⑦-4 各器材（⑧機械器具調書 と対比・確認できるもの） ※器材写真は機械器具調書の種別ごと程度にまとめて撮影をし、 数量については、最低でも1つの撮影をお願いします。 ※機械器具調書〈記入例〉のように写真見出しの記入もお願いします。		
<input type="checkbox"/>	⑧ 機械器具調書 ※写真帳との整合を再度確認してください。	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑨ 主任技術者選任・解任届出書（主任技術者の免状の写しを添付）	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑩ 伊那市指定給水装置工事事業者の事業運営に関する確認書 ※主任技術者が研修を受講している場合、受講実績の分かる書類の写しを添付 ※配管工等の資格保有者がいる場合、その資格を証明する書類の写しを添付	1部	1部
<input type="checkbox"/>	⑪ 完納証明書（市町村税の完納を証明する書類）	1部	1部

※指定手数料は1件につき10,000円（市内に本店、支店等を有しない場合は、30,000円）を納付してください。

更新手数料は1件につき5,000円（市内に本店、支店等を有しない場合は、15,000円）を納付してください。

【指定、更新の基準】

- 1 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 次に定める機械器具を有する者であること。
 - (1) 金切りのこその他の切断用の機械器具
 - (2) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - (3) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - (4) 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (イ) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (ロ) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ハ) 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - (ニ) 法の規定よりの指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - (ホ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (ヘ) 法人であって、その役員のうち(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する者があるもの

指定事項に変更等が生じた場合は、指定給水装置工事事業者指定事項変更届（以下、変更届）と必要書類の届け出を行ってください。

【変更】

変更内容	提出書類	法人事業者	個人事業者
共通	変更届	○	○
氏名又は名称、及び住所変更	定款または寄付行為の写し	○	
	登記簿謄本	○	
	住民票		○
法人の代表者及び役員の変更	登記簿謄本	○	
	誓約書	○	
主任技術者の氏名又は免状の交付番号の変更	住民票（前の氏名がわかるもの）又は戸籍謄本	○	○
	主任技術者免状の写し	○	○

※事業者の継承（個人から個人への相続、法人から法人への営業譲渡等）は原則できません。この場合には、「廃止届」を提出後、新規に「指定申請書」を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

※氏名又は名称、住所、代表者の変更の場合は、「指定給水装置工事事業者証」（指定証）を差し替えて交付しますので、現在交付されている指定証をお持ちください。なお、新たな指定証の交付には1週間程度日数を要しますのでご了承ください。

【事業の廃止、休止又は再開】

提出書類	法人事業者	個人事業者
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	○	○

※廃止、休止の届出の際には、事業者証を返還して下さい。

【事業者証の再交付】

提出書類	法人事業者	個人事業者
指定給水装置工事事業者証再交付申請書	○	○

※汚損の場合には、事業者証を返還して下さい。

【主任技術者の選任、解任】

提出書類	法人事業者	個人事業者
指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○

※専任の場合は、給水装置工事主任技術者免状の写しをA4サイズに縮小し添付してください。